**読書ノート　その38**

2020年2月26日　小林

**6人の弁護士「徴用工裁判と日韓請求権協定　韓国大法院判決を読み解く」**(現代人文社、2019年9月)

**戸塚悦郎(龍谷大教授**)**「徴用工問題とは何か？　韓国大法院判決が問うもの」**(明石書店、2019年10月)

**はじめに－李明博・朴槿恵・文在寅**(「ルポ断絶の日韓」(2019年)、「日韓対立の真相」(2015年)その他)

* 現在の徴用工問題は、全体の流れの中で見ないと本当の姿は見えてこない。
* 李大統領は大阪市生まれ、終戦後4歳で帰韓。2012年8月、李による竹島上陸で日韓関係は最悪の状態に。現在の日韓関係はここから始まっている。竹島上陸の背景には、対日姿勢弱腰の批判があった。その一つは、慰安婦問題。2011年8月、慰安婦問題について韓国政府の不作為を違憲とする憲法裁判所の判決が出たため、日本に解決を要求したが、日本は拒否。これで李は弱腰と批判された。彼は、光復節等のスピーチで一度も歴史認識問題に触れず、彼の兄は韓日議員連盟の会長。李の基本は韓日関係重視。しかし、反日パフォーマンスをしなければ政権基盤が危うくなる国情であり、李も政権後半には大衆迎合の反日に走った。なお、徴用工裁判のソウル地裁・高等法院判決は日本側勝訴。この判決が李政権下で出たことをほとんどの日本人は知らない。
* 2013年2月に朴槿恵政権が誕生したとき、安倍首相は祖父・岸信介と朴正煕がBest Friendであったとスピーチし、日韓関係改善を図ろうとした。が、この話が朴槿恵を不快にしたとのこと。なぜか。岸はA級戦犯。朴槿恵は「A級戦犯と親友だった朴正煕の子ども」になってしまう。このスピーチは、親日は叩かれる韓国の国情を理解していなかった。しかし、このような軋轢はあったものの、朴槿恵は日韓関係のさらなる悪化を回避するため大法院々長に指示して徴用工裁判の審理を5年間停止させた。これもあり、彼女は大統領辞任後に逮捕され現在も収監中。この事態に日本政府・日本国民は何をしたのか。なお、2019年8月、大法院は高等法院の朴槿恵有罪判決(懲役25年)を差戻している。
* 2017年5月、日韓関係が進展を見ない中、文政権発足。2018年10月の国際観艦式で韓国は海自の旭日旗禁止、これで安倍の最後の堪忍袋の緒が切れた。安倍はもともと強硬対応を好む人(辻元議員へのヤジ)。そして11月には徴用工判決が決定打となり、慰安婦財団の解散発表が追い打ちをかけ、翌月にはレーダー照射問題。これに対する安倍の反応は当然強硬だったが、なにより問題をこじらせたのは韓国側のうそをついて言いのがれしようとする体質。これで、半導体材料輸出管理強化、GSOMIA解約問題にまで行きついてしまった。
* ところで、過去を振り返れば、逆説的であるが、日韓関係は、韓国国民が忌み嫌う植民地支配を経験したことのある大統領の時代は良好でした。朴正煕、金鍾泌首相は1対1のときは日本人政治家ときれいな日本語で話をした。金大中もしかり。あの中曽根首相でさえ訪韓時に韓国語でスピーチをし、聞いていた全斗渙大統領は涙を流して喜んだとのこと。安倍は強硬姿勢のみで、柔軟性がない。
* なお、全大統領は光復節のスピーチでこのように述べました。「**我々は国を失った民族の恥辱をめぐり、日本の帝国主義を責めるべきではなく、当時の情勢、国内的な団結、国力の弱さなど、我々自らの責任を厳しく自責する姿勢が必要である**」と。文の反日or全の親日、どちらが韓国国民の真意なのか？
* 武藤前駐韓大使は、韓国での反日よりも日本での嫌韓のほうが強いのではないかと言っています。一般韓国人は日本大好き、日本文化・日本食大好き。韓国には反日を声高に叫ぶ団体があるのも確かだが。

**1.徴用工とは**

* 国家総動員法のもとで1939年に制定された国民徴用令に基づき、徴用された労働者のことをいう。徴用された者は、その意思にかかわらず、指定の工場等で働かなければならなかった(招集令状は「赤紙」であり、これに対して徴用令状は「シロ紙」と言われていた)。
* 徴用は、日本人が主たる対象者であり、朝鮮半島での実施は、終戦の1年前である1944年9月から行われた。女子は対象外でした。
* 朝鮮半島では、徴用令実施の前に、当初は企業による自由応募で労働者が集められ、その後、官あっ旋による募集となった。そして、1944年9月になって初めて、徴用令に基づく強制労働になった。
* 韓国での徴用工問題は、自由応募や官あっ旋による募集に際して、「だまされて応募してしまった」とか「工場に来てみたら話と大違いだった」などの事情があったようです。なお、どのような不当・不正な事実があったのかなかったのか事実認定の問題は、ここでは取り上げません。(私は、元徴用工の主張は信頼性に欠けると思っています。少なくとも、証拠により立証されていない部分が多いと思います。)

**2.日韓請求権協定とは**

* 正式名称は、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」。1965年、締結。当時は、佐藤栄作首相、朴正煕大統領。長年の懸案だったこの協定をまとめたのは、大平正芳外務大臣で、協定に署名したのは後任の椎名悦三郎外務大臣。
* 内容は以下のとおり。

**第1条**　日本から韓国に対して経済協力が行われるための手順規定。

**第2条**　日韓両国間の請求権問題が「完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」規定。

以下に、協定の核心部分である第2条1項の全文を掲載します。

「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」

※「平和条約第四条(a)」は、韓国はサンフランシスコ講和条約に参加できなかったので(韓国は要求したが)、日韓間の請求権問題は日韓間の特別取極めで決めることとされている。

**第3条**　この協定の解釈及び実施に関する両国間の紛争を解決するための手順規定。

* 日韓請求権協定には「合意議事録」という付属文書があり、これは以下のことを確認している。(1)協定の対象はあらゆる種類の実体的権利であること、(2)完全かつ最終的に解決された請求権に関する問題には、韓国提示の**対日要求八項目**に属するすべての請求が含まれており、韓国はこれについていかなる請求もなしえないこと。

**3.日韓請求権協定についての解釈**

**3.1解釈に関する問題その1**

日韓両国とも「完全かつ最終的に解決された」の部分について、解釈が変遷しています。

まず、その前提として、解釈には三つの考え方があります。

その1　(請求権完全消滅説)

個人々の請求権は完全消滅した。だから、裁判に訴えても「あなたは権利者ではない」と門前払いされます。なお、この説の問題点は、個人の請求権を国が消滅させたら、国はその人に補償しなければならない。例えば、国が空港建設のため土地を強制収容したら、その地主に補償しなければならない。つまり、この説によると、両国内の問題として、国家補償の手当てが必要になってしまう(日本国憲法29条3項「適正な補償」）。

その2　(裁判訴権消滅説)

個人々の請求権は残っています。ただし、裁判で主張できない権利です。でも、相手方に対して行使するのは勝手なので、どうぞご自由に直接相手方に請求して、二者間で解決してください。

その3　(外交保護権消滅説)

個人々の請求権は残っています。だから、裁判に訴えて請求できます。訴えが正当なら勝訴判決が出て、強制執行もしてくれます。ただし、あなたが相手国の裁判所に訴えて、何らかの不利な扱いを受けても、我が国の外務当局は外交保護権を発動して相手国に救済を要求するようなことはしません。

なお、この説の根拠は、国家が条約を締結しからといって、個人の権利を消滅させられるわけがない、というものです。この説は一見もっともらしいが、この説に立つと、何のための日韓請求権協定なのか分からなくなり、問題解決になっていない。

※なお、日韓請求権協定の国内効については、今回見た文献では議論されていませんでした。ただし、日本の学説では、条約は立法手当なしに直接国内法として効力を有すると考えるのが日本の通説のようです。

**3.2解釈に関する問題その2**

もうひとつの解釈問題として、上記協定における「国民の間の請求権に関する問題」の中に、例えば純粋な私人間の請求権も含まれるのか、はあまり明確ではないようです。例えば、その当時、日本人犯罪者が故意で韓国人に暴行を加えけがを負わせた場合、その損害賠償請求権もこの協定により「完全かつ最終的に解決された」のか？という問題があります。逆に言うと、国家の行為で相手方国家が損害をこうむった場合、つまり国と国の問題においては、その損害賠償請求権については、「完全かつ最終的に解決された」と言えるはず。しかし、純粋な私人間の純粋な違法行為に基づく請求権は、「完全かつ最終的に解決された」のだろうか？

加害行為　　　請求権

国家－>国家　国家間の請求権問題・・・・・本当の意味で「完全かつ最終的に解決された」はず。

国家－>私人　私人の国家に対する請求権・・・・・？

私人－>国家　国家の私人に対する請求権・・・・・本当の意味で「完全かつ最終的に解決された」はず。

私人－>私人　私人間の請求権問題・・・・・？　徴用工裁判は私人間の請求権問題

**3.3解釈に関する問題その1についての考え方の変遷**

**(1)韓国政府・裁判所の変遷**

* 韓国は、1965年の協定締結当時は、私人間の請求権も含め請求権完全消滅説の立場をとっていた(政府発行の冊子)。
* 1990年代、韓国人が日本で徴用工関連の裁判を起こすようになり、これに刺激されて1995年、韓国政府(金泳三大統領)は外交保護権消滅説に立場を変えた。(1995年の国会での外務部長官の答弁。1997年に金大中政権下の外務部長官も同趣旨の答弁。)
* 1992年の東亜日報の記事により、協定交渉過程で日本の久保田主席代表が「日本が韓国で略奪破壊などの不法行為をした事実はないが、もし日本が不法行為をしているなら日本は賠償する」との趣旨の発言をしていることが報じられた。この久保田発言は、不法行為請求権は協定の対象外と認識していたことを示唆するもの。戸塚はこの発言を韓国政府の議事録原本で確認しています。(どうもこの新聞報道が韓国人を勇気づけたようです。)
* 2005年、廬武鉉(ﾉ･ﾑﾋｮﾝ)政権は日韓請求権協定の解釈に関して、以下の見解を公表。これが現在も政府の公式見解として維持されている。
* 協定は、日本の**植民地支配賠償を解決するためのものではなく**、韓日間の民事的債権債務関係を解決するためのもの。(具体的には、未払い賃金債権などは解決済みとの立場)
* 慰安婦問題等の日本政府関与の**反人道的不法行為については、解決されておらず**、日本政府の法的責任が残っている。
* **韓国政府は日本から受領した経済協力資金を徴用工救済に使用する道義的責任はある**。
* すなわち、この公式見解は、外交保護権消滅説を確認したものであり、反人道的不法行為に基づく個人の請求権は残っているとの立場である。逆に言えば、「反人道的」でなければ、すでに消滅済み。

**(2)日本政府・裁判所の変遷**

* サンフランシスコ講和条約19条には、「日本国は・・・戦争から生じた・・・国民のすべての請求権を放棄する」との規定があるが、これに関して、1950年代に被爆者は日本政府に対して補償を求める裁判を起こした。そのロジックは、被爆者は米国に対して不法な原爆投下により生じた損害賠償を請求する権利があるのに、日本政府は条約によりこの請求権を無効にしてしまった。だから、その補償を求めるというもの。この裁判において、国は、請求権は消滅していないから、被爆者は米国に対して訴訟を提起できるので、日本国は補償する必要がないと主張した。つまり、外交保護権消滅説。
* シベリア抑留者も、日ソ共同宣言(請求権放棄条項あり)で請求権を無効にされたとして、日本政府に補償を求める訴訟を起こしたが、国は抑留者のソ連に対する請求権は消滅していないと主張し、補償を拒否した。これも外交保護権消滅説。
* つまり、日本政府は当初、外交保護権消滅説を採っていた。これは、1966年政府発行の「時の法令」掲載の論文でも確認できる。
* 1991年の国会での外務省条約局長の答弁も外交保護権消滅説(国会議事録あり)。1994年発行の「外務省調査月報」にも同趣旨の論文あり。
* 2000年頃になると、中国人の戦争被害者が日本で訴訟を提起し(複数)、地裁レベルで日本側に不利な判決が出るという事態になった。つまり、地裁は、政府の外交保護権消滅説にのっとり中国人被害者の請求権は消滅していないという立場で判決を下したということ。なお、日中共同声明に「戦争賠償の放棄」条項があります。
* その後、2007年の最高裁判決では、裁判訴権消滅説を採り、原告中国人の敗訴とした。
* なお、最高裁判決は個人の請求権は消滅していないことを明確にしている(裁判訴権消滅説)。原告中国人はこれを手掛かりにして、被告・西松建設と和解にこぎつけている。つまり、最高裁は、請求権は消滅していないと認めたので、西松建設は和解せざるを得なかったということ。
* なお、日韓議員連盟会長の額賀福志郎は2019年2月の訪韓時に「個人の請求権は消滅していない」との個人的見解を韓国政府首脳に伝えているとのことです。(最高裁判決の考え方)
* なお、韓国人は徴用工関係の裁判を日本で提起しています。以下に二件のみ紹介します。
* 旧日本製鉄事件(被告は新日鉄と日本政府)

原告敗訴。明治憲法下では日本政府は不法行為責任を負わないこと(国家無答責)、および旧日本製鉄は新日鉄とは別法人なので、新日鉄は不法行為責任を引き継いでいないとして、請求棄却。

* 三菱広島事件(被告は三菱重工他と日本政府)

原告敗訴。国家無答責と時効その他により請求棄却。ただし、被告三菱重工他は韓国人被爆者の救護等において安全配慮義務違反があったことは認定している。

**4.韓国政府による旧徴用工への補償**

韓国政府は、以下のように旧徴用工に対して補償をしている。

* 1966年に「請求権資金の運用及び管理に関する法律」が制定された。この法律には、「大韓民国国民が有する1945年8月15日以前までの日本国に対する民間請求権はこの法律に定める請求権資金の中から補償しなければならない。」との規定がある。(請求権完全消滅説)
* さらに、1971年に「対日民間請求権申告に関する法律」が、そして1974年に「対日民間請求権補償に関する法律」が制定された。これにより、旧徴用工の遺族約8万5千人に各30万ｳｫﾝが支払われている。
* この施策は、死亡者遺族に限定し、金額も少額であり、申請期間も短く、旧徴用工に大きな不満を残す結果となったとのことです。上記書籍では明確に言っていないが、この韓国政府の旧徴用工に対する冷淡な姿勢が、旧徴用工を訴訟に向かわせる一因になったように思われます。
* 遺族の不満に応えて、2007年に犠牲者支援法が制定され、徴用中の死亡者に2千万ｳｫﾝ、未払い賃金を当時の1円＝2千ｳｫﾝ換算で支払った。

**5.2018年10月30日韓国大法院判決の法的ロジック**

* 訴訟の概要は、原告旧徴用工:4名（遺族を含む）、被告:新日鉄住金（株）、原告は日本での訴訟で敗訴したため、韓国で本件訴訟を提起。ソウル地裁・高等法院で原告敗訴のため、大法院に上告、大法院は一人当たり1億ウォンの損害賠償を認めた。なお、別の旧徴用工が提起した裁判でも同年11月29日に同趣旨の大法院判決が出ている。
* 論点その1 : 被告の主張として、原告は日本で敗訴しているので、原告は重ねて韓国で訴訟を提起できないと主張したことについて、大法院は以下のようにその主張を退けました。なお、ソウル地裁・高等法院はこの点を認めて原告敗訴としている。

日本の判決は、植民地支配を合法的な併合と認め、当時の徴用令などの日本の法律が原告に適用されていたことを前提としている。韓国併合は不法な「日帝強占」なので、日本の判決を承認することは、韓国の善良な風俗・社会秩序に反する。(余談ながら、私はこの幼稚な論理に笑ってしまいました。)

* 論点その2 : 原告の請求権は消滅していない。その理由は、

(1)本件原告の請求は、未払い賃金や補償の請求ではなく、日本国が関与した反人道的不法行為や植民地支配と直結した不法行為に基づく請求権であること。

(2)請求権協定は、不法な植民地支配に対する賠償を解決するためのものではないこと。

(3)韓国提示の**対日要求八項目**の中に日本の植民地支配の不当性を前提とする内容はないから、この八項目に日本国が関与した反人道的不法行為の請求権・植民地支配と直結した強制動員慰謝料請求権まで含まれているとは考えられないこと。

(4)日本が支払った経済協力資金は権利問題解決と対価関係があると言えるか明らかではないこと。

* なお、大法院判決は、旧徴用工の未払い賃金請求権問題は協定で「解決済み」を認めています。
* なお、**対日要求八項目**は、日本側解釈によれば、全部のカードの提示であり、書いてないから対象外だとのロジックは後出しじゃんけん以外の何物でもない。

**6.HPに掲載されている外務省の反論**

* 日本国外務省HPに掲載されている反論資料は、2ページもののパワポ資料です。概要は以下。
* 協定は、請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されたことを確認しています。
* 全ての請求権についていかなる主張もすることができないことを定めています。
* これらの判決は，1965年の日韓請求権協定に明らかに反しています。日韓関係の法的基盤を覆すのみならず、戦後の国際秩序への重大な挑戦でもあります。
* サンフランシスコ講和条約と日韓請求権協定の該当条文を掲載。
* 判決の論点に沿った反論になっていない。

**7.1905年の日韓保護条約は無効か？**

* 韓国大法院判決のロジックは、日本による植民地支配を「日帝強占」と呼んでその不法性を根拠としています。本当に植民地支配は不法だったのか？　植民地支配のスタートとなった日韓保護条約に関する論点は以下のとおりです。(その後に締結された日韓併合条約については日韓保護条約の無効を承継しているとの考え方のようです。)

(1)署名した韓国の大臣は、軍事的強迫の下で署名させられたので、有効な署名ではないとの主張が可能。反論としては、王宮前広場での日本軍の演習が強迫といえるようなものか？

(2)条約は韓国皇帝による批准がなされていない(署名・御璽)。ただし、批准不要との説もある。

(3)署名した条約は草案段階のものであり、草案に署名しても正式な条約にはならないとの主張がある。草案であることは、原本の一行目が空白になっていることで分かる。ここは条約タイトルが書かれるべきところ。しかし、タイトルあるなしが合意の成立に影響あるのか？

* 日本の学者の間でも有効無効で議論が分かれています。戸塚教授は無効の立場で「龍谷法学」に複数の論文を発表しています。
* 我思うに、有効無効議論は水掛け論になり生産的でない。日本が米国と原爆投下の不法適法議論をするようなもの。そのような議論なしでも日米は友好的。日中関係も同じ。南京虐殺の人数に合意できなくても日中は友好的になれる。こういう水掛け論に拘泥する韓国がマインドを変えるべき。

**最後に、仮に、私が新日鉄住金の社長だったら**

日本政府からの強い反対はあるとは思うが、判決直後に、以下のような報道発表をする。

「本件判決は弊社にとって到底承服しがたいものであるが、韓国において事業活動を行なう企業として、その国の法令および確定判決を尊重しそれに従うべきことは当然のことと認識しています。従いまして、弊社は本件大法院判決に従い被告の皆さまに損害賠償金を速やかに支払うことといたします。」

以上